

* * * * * * * * * * * *
* * 定 款 * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * * * * *

株式会社 バレッグス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社バレッグスと称し、英文では、Balleggs Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買・賃貸借・リース並びにそれらの仲介、管理、コンサルティング業
2. 不動産投資顧問業
3. 家賃債務保証業
4. 建設・建築・土木・解体工事の企画、調査、設計、施工、請負、監理及びコンサルティング業
5. 損害保険代理業、その他保険の媒介及び代理業
6. ホテル、旅館等観光施設、ゴルフ場、マリンクラブ等レジャー・スポーツ施設及び飲食店の経営及びコンサルティング業務
7. 建築物の管理、清掃及びメンテナンス業務
8. 不動産特定共同事業法に基づく事業
9. 経営に関するコンサルティング業務
10. 上記各号に附帯し関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、640万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続、株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款ほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会の決定により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

3 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、電磁的記録をもって作成することもでき、その場合の議長並びに出席取締役及び出席監査役の記名押印は電子署名をもって行う。

2 議事録は、取締役会の日から10年間本店に備えおく。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除等)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第30条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して期末配当を行うことができる。

2 当会社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主等に対して中間配当を行うことができる。

3 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。